

令和 2 年度

財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

2世監第110号
令和3年3月31日

世田谷区議会議長 様
世田谷区長 様

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	中根秀樹
同	山口裕久
同	津上仁志

令和2年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、本監査に当たっては、阿部能章前監査委員は令和2年11月30日まで、中根秀樹監査委員は令和2年12月1日以降関与しました。

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象等	1
2	監査の範囲	3
3	実施期間	3
4	実施方法	3
5	着眼点	3
第2	監査の結果	6
1	総括意見	6
2	団体別の監査結果	9
	公益財団法人せたがや文化財団	10
	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	16
	公益財団法人世田谷区産業振興公社	23
	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	28
	株式会社世田谷川場ふるさと公社	34
	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	39
	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	44
	公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会	47
	特定非営利活動法人せたがや子育てネット	49
	株式会社共立	52
	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	55

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき、実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

令和2年度は次の11団体及び担当所管部を監査の対象とした。

(1) 出資、補助及び公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	出えん金	令和元年度補助金
公益財団法人 せたがや文化財団	生活文化政策部	8億円	12億9,363万円
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	高齢福祉部	500万円	1億7,230万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

注：対象とした公の施設については、（6）に記載した。

(2) 出資及び補助を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	出えん金	令和元年度補助金
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	経済産業部 交流推進担当部	5億円	3億7,331万円
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	都市整備政策部 みどり33推進 担当部	5億円	3億8,193万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

(3) 出資及び公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	出資金
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	生活文化政策部	3,000万円 (出資比率75%)

注：対象とした公の施設については、（6）に記載した。

(4) 補助及び公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	担当所管部	令和元年度補助金
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	経済産業部	9,110万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

注：対象とした公の施設については、（６）に記載した。

（５）補助団体

監査対象団体	担当所管部	令和元年度補助金等
社会福祉法人 世田谷ボランティア協会	保健福祉政策部	補助金 8,315 万円 負担金 79 万円
公益社団法人 世田谷区私立幼稚園協会	子ども・若者部	補助金 8,473 万円
特定非営利活動法人 せたがや子育てネット	子ども・若者部	補助金 3,257 万円

注：補助金等の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

（６）公の施設の管理を行っている団体

監査対象団体	監査対象 とした施設	担当 所管部	指定期間
公益財団法人 せたがや文化財団	世田谷美術館	生活文化 政策部	平成29年4月から 令和4年3月まで
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム 芦花ホーム	高齢福祉部	平成29年4月から 令和3年3月まで
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	世田谷区民健康村 富士山ビレジ・中 野ビレジ	生活文化 政策部	平成29年4月から 令和4年3月まで
公益社団法人世田谷区 シルバー人材センター	レンタサイクルポ ート	土木部	平成28年4月から 令和3年3月まで
株式会社共立	玉川区民会館別館 「上用賀アートホ ール」	玉川総合 支所	平成28年4月から 令和3年3月まで
シダックス大新東ヒュー マンサービス株式会社	ひだまり友遊会館	生活文化 政策部	平成27年4月から 令和2年3月まで 令和2年4月から 令和7年3月まで

注：世田谷美術館は、世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館、世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー及び世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館を含む。

注：レンタサイクルポートは、桜上水南、三軒茶屋北、三軒茶屋中央、成城

北第二、経堂駅前、桜新町、等々力の7施設
注：指定期間は、令和2年度財政援助団体等監査の範囲における指定管理者としての指定期間を記載した。

2 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和2年10月から令和3年1月までの間に実施した。

4 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人せたがや文化財団
- ② 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- ③ 公益財団法人世田谷区産業振興公社
- ④ 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
- ⑤ 株式会社世田谷川場ふるさと公社
- ⑥ 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
- ⑦ 社会福祉法人世田谷ボランティア協会
- ⑧ 株式会社共立
- ⑨ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

(1) 出資団体

出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

① 団体

- ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。
- ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。
- エ 事業運営及び財政状況は良好か。
- オ 会計経理及び財産管理は適切か。

② 担当所管部

- ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

(2) 補助団体

補助金等の対象となっている事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかを主眼として監査を実施した。

① 団体

- ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
- ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

② 担当所管部

- ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
- ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
- エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(3) 公の施設の管理を行っている団体（以下「指定管理者」という。）

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

① 指定管理者

ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。

ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。

エ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。

オ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。

カ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。

キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

ケ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

② 担当所管部

ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

イ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。

ウ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。

エ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。

オ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和2年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。ただし、是正や改善を求める事項又は固有の課題等が認められた団体については、その旨を監査結果に記載した。

また、今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等について、次のとおり述べる。

(1) 外郭団体の経営について

出資団体をはじめとする外郭団体は、行政サービスを補完・支援する役割を担うだけではなく、様々な分野で専門性や独自のノウハウを蓄積しながら質の高い区民サービスを提供し、区の施策の充実・拡大の一翼を担っている。

一方、各外郭団体は、昨今の厳しい社会経済情勢を踏まえ、それぞれの団体の役割や将来を見据えて、自立性を高め、より効率的・効果的な事業運営を行うことが求められている。

そうした中、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、各団体では区の方針等に基づき、施設の休館、サービスの休止や縮小、イベントの中止などの対応を余儀なくされた。そのため、利用者数の減少などによる大幅な減収が生じ、各団体の経営は、大変厳しい状況となっている。

このような状況においても、組織を挙げて、収支構造の見直しや創意工夫を凝らした事業の展開・再構築など、安定した事業継続や財政基盤の強化に向けて不断の経営努力をしている団体があったことを評価する。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、区の財政の見通しは大変厳しく、また、外郭団体においても、当分厳しい経営状況が続くものと思われる。しかしながら、このような苦境に直面している状況であればこそ、各団体においては、既存の枠組みにとらわれず、新しい発想による取組みなども視野に入れた積極的な事業展開が図られることを期待する。また、区の担当所管部は、これまで以上に団体の事業運営に対してきめ細かな指導・調整に努められたい。

(2) 補助金の適正な執行について

区の補助金は、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、公益上の必要性を認めた場合に限り、交付できるものである。また、補助金が区の公金であることに鑑み、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「補助金規則」という。）や各補助金交付要綱（以下「補助金要綱」

という。)等に則り、公正かつ有効に活用されることが求められる。そのため、補助金の交付に当たっては、適正な手続はもとより、常にその必要性、有効性等を検証することが必要である。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・区が交付した補助金の額が当該年度の補助事業に要した経費を超過していた。
- ・書面による区の承認を受けずに、補助事業等に要する経費の配分の変更が行われていた。
- ・実績報告書の添付資料として、補助対象経費に該当するか否かが不明確な書類が添付されていた。
- ・団体の会計帳簿上、補助事業としての明確な区分や表示がされていないため、補助事業に係る支出に該当するか否かが不明確であった。
- ・補助金を活用して購入した郵券が、使用されないまま大量に保管されていた。

補助金の交付を行うに当たっては、地方自治法、関係条例、補助金規則及び補助金要綱等を、担当所管部の職員一人ひとりが改めて確認し、その内容を十分に理解した上で、法令等に則った適正な運用を行われたい。

なお、補助金の支払いは、補助事業完了後に実績報告に基づき確定した額をもって行うことが原則であり、補助事業の実施前に補助金を支払わなければ事業の運営に支障が生じる等、特に必要がある場合にのみ、世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）第86条に規定する概算払又は同規則第87条に規定する前金払の方法によることができる。特に、前金払で支出している場合は、実績報告によって補助金の活用状況をよく把握し、実績報告と相違する支出がなされていないか、詳細に確認すべきである。加えて、前金払による支払方法が適切であるか、また、その必要性について十分検証されたい。

これまでの監査においても繰り返し述べてきたが、補助金の交付に当たっては、補助金要綱等に基づき補助目的に沿って補助事業が行われ、補助金が適正かつ有効に活用されているか、厳正な確認を行うことが必要である。担当所管部においては、組織としてのチェック体制を強化し、補助金交付事務を適切に執行されたい。また、各補助団体においても、補助事業の目的を踏まえ、適切かつ効果的な事業運営を行うとともに、その収支状況に関しても客観的かつ明確になるよう報告されたい。

また、担当所管部においては、長期間にわたり同一団体への補助を継続している場合は、前例踏襲により交付手続の形骸化や不適切な支出が固定化されることがないように、十分に留意することが望まれる。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、民間事業者等が柔軟な発想や蓄積されたノウハウを活かした施設の管理運営を行うことにより、区民サービスの向上や経費の削減等を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するために創設された制度である。令和3年2月現在、指定管理者制度を導入している区の公の施設は190施設で、指定管理者の数は、区の外郭団体も含めて38団体となっている。

指定管理者が公の施設の管理を行うに当たり、指定管理者としての利益を上げることが同制度の趣旨に沿っており、当然のことである。公の施設の設置者である区は、指定管理者による施設の管理運営状況だけでなく、経費節減に向けた運営努力の状況に加え、指定管理の業務に関する収支状況や利益の内容等を正確に把握し評価するとともに、適時適切な指導や調整を行うことが必要である。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・ 指定管理者から区へ提出された令和元年度事業報告書の収支結果の金額は、指定管理者の出納関係帳簿等を基にした額ではなく、指定管理者から提出された令和元年度事業計画書の収支計画と同じ額が記載されていた。
- ・ 公の施設の管理運営に関する基本協定書上の管理物件以外の場所に係る業務を指定管理者が行い、その経費については区の指定管理料が充てられていた。
- ・ 年度協定書に定められていない業務が行われ、業務完了後に、当該業務を仕様に追加するための年度協定書の変更が行われていた。
- ・ 利用料金の改定が、書面による変更の協議や承認を経ずに行われていた。
- ・ 基本協定書に基づき区が指定管理者に貸与している物品について、貸付物品等一覧が年度ごとに更新されず、物品と一覧が一致していなかった。
- ・ 年度協定書の仕様に誤記があったため、年度協定書の仕様と、指定管理者からの再委託の仕様及び実際に履行されている業務内容が一致していなかった。
- ・ 基本協定書において指定管理業務固有の金融機関口座を開設することが規定されているにもかかわらず開設されておらず、現金の収納及び補充のために、区外の団体の事業所との間で現金を持ち運んでいた。
- ・ 団体から担当所管部に提出されている指定管理業務の月次報告書において、業務実施日の記載漏れや実施回数の記載誤り等があった。

前述の最初の事例では、担当所管部は、指定管理の業務に関する収支状況等を正確に把握し、必要な指導・調整を行うことの認識が不足していたため、事業計画書の収支計画と事業報告書の収支結果における数値が全く同額であることに疑問を持たないまま指定管理者から事業報告書等を受領し、報告内容を容認していた。これでは、指定管理業務における経費節減に向けた運営努力や事

業の実態について評価することは困難である。

なお、これまでの監査においても、今回のように収支計画と同額ではないものの、指定管理者から提出される収支報告書の収支差額が「0円」になっているものが散見された。しかし、通常、収入と全く同額の支出を行うことはよほどの事情がない限りあり得ず、仮に、全く利益の上がらない状況が続けば、当該指定管理者による施設管理業務の継続が不可能になることも考えられる。また、施設の収益性等が正確に把握できないため、次期指定管理者の選定の際に、区は指定管理料の積算が適切にできなくなることも懸念される。

区の指定管理者制度の運用を統括する政策経営部においては、令和2年1月に策定した「指定管理者制度運用に係るガイドライン」も活用しながら、施設を所管する職員に対して指定管理者制度の趣旨について、財務面も含め十分に理解できるように取り組むとともに、また、本制度による効果を発揮できるよう、取り組まれない。

また、これまでの監査でも繰り返し述べているが、協定に基づく指定管理業務の履行に必要な手続は適正に誤りなく行われなければならない。担当所管部においては、協定書及び仕様書の作成に当たり、その内容を十分に確認し常に実態に即した明確な内容となるよう留意されたい。団体においては、協定書及び仕様書に基づき適正に管理運営業務を履行するとともに、正確な事業報告を行われたい。さらに、担当所管部は、指定管理者から提出された事業報告書の内容が、協定書及び仕様書の内容と相違ないか、履行内容が適切かなどを十分に点検し、誤りや不備な点などがあれば、迅速な是正を求めるなど、適宜、指定管理者への指導・調整を行われたい。

2 団体別の監査結果

令和2年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

公益財団法人せたがや文化財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月19日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷美術館（世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館、世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー及び世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館（以下「分館3館」という。）を含む。）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月17日、12月3日、15日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷美術館（分館3館を含む。）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月11日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人せたがや文化財団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂四丁目1番1号

② 設立年月日

平成15年4月1日

(財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与する。

④ 組織（令和2年9月30日現在）

理事会 11人（理事長1人、副理事長1人、常務理事3人、理事6人）

監事 2人

評議員会 11人

職員 134人（常勤91人、非常勤43人）

副理事長 1人

事務局 10人（うち常務理事兼務1人）

世田谷文化生活情報センター 66人（うち理事長兼務1人）

芸術監督 1人

音楽監督 1人

世田谷美術館 38人（うち常務理事兼務1人）

世田谷文学館 17人（うち常務理事兼務1人）

⑤ 主な事業内容

ア 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画、実施及び調査研究

美術作品、文学作品の展示、演劇公演等、質の高い芸術文化を区民に提供する事業及び芸術文化作品や文化振興に係る調査研究事業を実施している。

イ 区民の自主的な文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業

区民の自主的な文化創造活動を支援するため、活動場所の提供や講座開

催などを行っている。また、文化芸術への関心を喚起するため教育普及事業を実施している。

ウ 市民活動の支援及び振興に関する事業

NPO活動等区民の自主的なコミュニティ活動の支援と振興に関する事業を実施している。

エ 国際的な文化交流及び市民交流の推進に関する事業

海外の芸術文化紹介や在住外国人との交流、市民間の姉妹都市交流などを支援する事業を実施している。

オ 世田谷区から受託する文化振興及び交流に関する事業並びに施設の管理運営

区から文化振興事業の実施及び関連施設の管理運営を受託している。

カ 公益事業の推進に資するための物品及び飲食物の販売事業

施設利用者へのサービス向上や文化振興及び区民の交流活動を支援するため、関連物品や飲食物の販売を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況（平成30年度決算状況）

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産の部		
(A) 経常収益計	2,542,690,934	2,526,725,574
(B) 経常費用計	2,564,409,467	2,464,819,486
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△21,718,533	61,906,088
(D) 経常外収益計	0	7,883
(E) 経常外費用計	2,231,487	70,878
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	△2,231,487	△62,995
(G) 他会計振替前当期一般正味財産 増減額 (C)＋(F)	△23,950,020	61,843,093
(H) 法人税、都民税及び事業税	1,050,900	3,857,800

(I) 当期一般正味財産増減額 (G) - (H)	△25,000,920	57,985,293
(J) 一般正味財産期首残高	746,092,002	688,106,709
(K) 一般正味財産期末残高 (I) + (J)	721,091,082	746,092,002
指定正味財産の部		
(L) 指定正味財産期首残高	800,000,000	800,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	800,000,000	800,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K) + (M)	1,521,091,082	1,546,092,002

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成15年4月の財団法人設立に当たり、基本財産8億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人せたがや文化財団に対する補助金		
世田谷文化生活情報センター 世田谷文化生活情報センターの事業運営に係る経費	938,423,772	370,867,000
世田谷美術館 世田谷美術館（分館3館を含む）の事業運営に係る経費	180,696,210	112,610,000
世田谷文学館 世田谷文学館の事業運営に係る経費	110,685,958	72,316,000
事務局 事務局の運営に係る経費	107,330,183	85,052,000

事業人件費 事業の実施に係る人件費	651,135,931	648,490,000
臨時的な事業費 情報ガイド発行経費	4,290,000	4,290,000
合計	1,992,562,054	1,293,625,000

③ 公の施設の管理

区は、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館（分館3館を含む。）及び世田谷文学館について、平成29年度から令和3年度まで、公益財団法人せたがや文化財団を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、合計4億9,226万5,100円となっている。そのうち、今回監査対象とした世田谷美術館（分館3館を含む。）の指定管理料は3億2,978万1,000円である。

世田谷美術館（分館3館を含む）の令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	329,781,000	人件費	71,195,000
事業受託収入	14,090	施設維持管理経費	182,985,291
その他の収入	2,016,940	事業費	71,856,877
		事業受託事業費	14,090
合計	331,812,030	合計	326,051,258
		収支差額	5,760,772

公の施設の所在地

施設名	所在地
世田谷美術館	世田谷区砧公園一丁目2番
世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館	世田谷区弦巻二丁目5番1号
世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー	世田谷区成城二丁目22番17号
世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館	世田谷区奥沢五丁目38番13号

3 監査の結果

監査の結果、公益財団法人せたがや文化財団における事業運営、補助金及び監

査対象とした公の施設である世田谷美術館(分館3館を含む。)の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、公益財団法人せたがや文化財団は、コロナ禍においても、区民等が文化・芸術に触れたり、楽しむ機会を提供するとともに、今まで培ってきた文化・市民活動などによる人のつながりが途切れることのないよう、工夫を重ねている。今後も柔軟な発想と様々な手法を駆使することにより、魅力ある世田谷の文化芸術の振興に取り組まれることを期待する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月15日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団並びに同事業団及び今回監査対象とした公の施設である特別養護老人ホーム芦花ホームの担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年12月1日、4日、17日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団並びに同事業団及び今回監査対象とした公の施設である特別養護老人ホーム芦花ホームの担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月10日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷一丁目23番2号

② 設立年月日

平成6年9月30日

③ 設立目的

保健福祉サービスを必要とする区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区が設置する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設及び母子生活支援施設の受託運営をはじめ、訪問看護事業などの公益事業の実施を通し、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、区民福祉の増進に寄与する。

④ 組織（令和2年9月30日現在）

理事会	10人	（理事長1人、常務理事1人、理事8人）
監事	2人	
評議員会	13人	
調整役	1人	
事務局	738人	（常勤343人、非常勤395人）
事務局長（常務理事兼務）	1人	
総務課	8人	
経営企画課	9人	
訪問サービス課	292人	
在宅支援課	150人	
芦花ホーム	116人	
上北沢ホーム	152人	
世田谷区福祉人材育成・研修センター	10人	

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

（ア）特別養護老人ホーム事業（芦花ホーム、上北沢ホーム）

健全な環境の下で、処遇に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の日常生活上のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援している。また、地域におけるサービスの拠点として、施設が有する資源やノウハウを有効に活用し、在宅で暮らす要介護者への支援の取り組みを行っている。

（イ）短期入所生活介護事業（芦花ホームショートステイ、上北沢ホームシ

ョートステイ)

在宅の要介護者がその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう、短期間の入所で介護や機能訓練のサービスを提供している。

(ウ) 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

高齢者等が住み慣れた地域でいつまでもその人が望む生活を続けるために、介護予防への早期取り組みや、介護サービス等の相談支援等を総合的に行っている。また、区のまちづくりセンターや社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会と連携し、「福祉の相談窓口」として、障害者（児）や子育て家庭なども対象に、身近な相談支援を行っている。あんしんすこやかセンター28箇所のうち、6箇所の運営を区から受託している。

(エ) 母子生活支援施設事業（パルメゾン上北沢）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護し、その自立を促進するために生活の支援等を行っている。

(オ) 世田谷区福祉人材育成・研修センター事業

区の福祉人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことを目的に、人材発掘・就労支援、各種研修等を実施する福祉人材育成・研修センターの運営を行っている。同センターは、令和2年4月から梅ヶ丘拠点「うめとびあ」内の世田谷区立保健医療福祉総合プラザに移転し、これまでの高齢・介護、障害福祉分野から、子ども・子育て、保健医療分野まで事業を拡充するとともに、福祉向上のための先駆的な取り組みの調査・研究などの機能を加え、区の保健、医療及び福祉の推進に取り組んでいる。

イ 自主事業

(ア) 訪問介護事業（ホームヘルパー派遣）

在宅生活を継続する上で支援が必要な高齢者や障害者（児）の居宅等にホームヘルパー等を派遣し、身体介護、生活（家事）援助、外出の支援等のサービスを提供している。

(イ) 通所介護事業（デイ・ホーム）

在宅の要介護及び要支援高齢者が住み慣れた地域でその方らしく自立した生活を継続して営むことができるよう支援するため、機能訓練をはじめとする、各自に必要なプログラムを提供している。また、家族の身体的・精神的な介護等の負担軽減を図ることを目的に、食事、入浴などの日常生活上のサービスを行っている。

(ウ) 訪問看護事業

疾病や障害のある在宅療養者に対し、看護師・理学療法士等が訪問し、

適切な看護サービスやリハビリサービスを提供している。

(エ) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護認定者に適正かつ適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成することを通して、介護を必要とする高齢者等が心身の能力を最大限に活かし、可能な限り自立し、その人らしい生活を継続できるよう支援している。

(オ) 地域密着型特別養護老人ホーム事業（^{すま}寿満ホームかみきたざわ）

施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援している。また、ユニット型施設の特徴を活かし、小規模な居住空間で利用者一人ひとりの生活リズムを尊重したケアを行っている。

⑥ 令和元年度決算状況（平成30年度決算状況）

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
(A) サービス活動収益計	3,636,299,193	3,113,300,339
(B) サービス活動費用計	3,640,517,059	3,297,705,867
(C) サービス活動増減差額 (A)－(B)	△4,217,866	△184,405,528
(D) サービス活動外増減差額	26,238,466	51,515,745
(E) 経常増減差額 (C)＋(D)	22,020,600	△132,889,783
(F) 特別増減差額	218,850	117,913
(G) 当期活動増減差額 (E)＋(F)	22,239,450	△132,771,870
(H) 前期繰越活動増減差額	1,399,925,028	1,179,891,584
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G)＋(H)	1,422,164,478	1,047,119,714
(J) その他の積立金取崩額	6,307,246	395,183,916
(K) その他の積立金積立額	35,980,000	42,378,602
(L) 次期繰越活動増減差額 (I)＋(J)－(K)	1,392,491,724	1,399,925,028

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成6年9月の社会福祉法人設立に当たり、基本財産500万円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 事業助成補助金	183,714,383	171,488,480
法人運営事業 法人本部運営経費	42,659,562	42,448,430
事業調整事務 事業の連携・調整、効率的かつ効果的なサービス提供のための体制整備経費	61,380,354	60,261,891
障害者就労支援 特別養護老人ホーム（芦花ホーム及び上北沢ホーム）における障害者雇用に係る支援経費	66,385,005	58,148,031
デイ・ホーム保守事業 デイ・ホーム運営に必要な施設保守経費	5,158,973	2,797,618
介護サービス事業者に対するサービス向上等支援 介護サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成等のための介護サービス事業者への情報提供、情報交換等の支援経費	8,130,489	7,832,510
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	1,997,171	600,000
区内における介護サービスに従事する人材を確保するための活動に対する助成金	1,997,171	600,000
世田谷区認知症介護サポート事業助成金	208,000	208,000

介護保険サービスを提供する事業所等を運営する者による介護ロボット及びICT機器の導入を支援するための助成金	208,000	208,000
合計	185,919,554	172,296,480

③ 公の施設の管理

区は、特別養護老人ホーム芦花ホーム及び特別養護老人ホーム上北沢ホームについて、平成29年度から令和2年度まで、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、合計6億4,394万1,000円となっている。そのうち、今回監査対象とした特別養護老人ホーム芦花ホーム（世田谷区粕谷二丁目23番1号）の指定管理料は2億6,992万3,000円である。

また、特別養護老人ホームの利用については、利用料金制を導入している。令和元年度の特別養護老人ホーム芦花ホーム及び特別養護老人ホーム上北沢ホームの利用料金収入の合計は6億5,889万5,840円で、そのうち、特別養護老人ホーム芦花ホーム分は3億3,218万8,003円である。

特別養護老人ホーム芦花ホームの令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	269,923,000	人件費	432,125,212
利用料金収入 (介護保険事業収入)	332,188,003	施設維持管理経費	94,467,326
その他の収入	87,329,662	事業費	78,321,963
		その他の支出	84,526,164
合計	689,440,665	合計	689,440,665
		収支差額	0

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団における事業運営、補助金及び監査対象とした公の施設である特別養護老人ホーム芦花ホームの管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団においては、人事・給与制度の見直しによる事業収支の改善や資金管理の強化など、安定した事業継続及び経営基盤の強化に向けた取組みが積極的に進められていることを評価する。

令和3年4月からは、現在、同事業団が指定管理者として管理運営する区立の特別養護老人ホームが民営化される。今後は、特別養護老人ホームの設置者として更なる創意工夫を重ねながら、より質の高い施設運営に取り組み、引き続き、区民福祉の向上のため、尽力されたい。

公益財団法人世田谷区産業振興公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月21日

実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である交流推進担当部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月27日、12月9日、11日

実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である交流推進担当部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月9日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区産業振興公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂二丁目16番7号

② 設立年月日

平成18年4月1日

(財団法人勤労者サービス公社の事業を引き継ぎ設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区内の中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業へ支援等を行うとともに、区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民への勤労者福祉事業を行うことにより、地域経済を活性化し、もって、活力ある地域社会の実現に寄与する。

④ 組織（令和2年9月30日現在）

理事会 11人（理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人）

監事 2人

評議員会 11人

事務局 39人（常勤16人、非常勤9人、臨時等14人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

産業振興課 21人

観光課 18人

⑤ 主な事業内容

ア 中小企業の振興に係る支援に関する事業

創業者への支援として、創業相談（ワンストップ相談窓口）をはじめ、電子メールによる簡易な相談、創業に必要な知識の習得を目的とした創業セミナー等を行っている。

また、中小企業の経営を支援するため、融資あっせん・経営相談等を実施するとともに、商店街への顧問的診断士（中小企業診断士）の派遣や商店街の人材育成を目的とした商店街経営学校の運営等を行っている。

イ 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業

区内製造業への理解促進を図るため、世田谷のものづくりを紹介した冊子の発行等を行っている。

また、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報、区内産業に関する情報等を掲載した、せたがや産業情報紙「せたがやエコノミッ

クス」の発行を行っている。

ウ 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業

「世田谷産業プラザ会議室」の運営、ものづくり事業等への支援、東京都や東京商工会議所などが主催する産業交流展への出展支援等を行っている。

エ 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業

多世代にわたる就労支援の拠点施設である三軒茶屋就労支援センター（三茶おしごとカフェ）を運営し、就労相談、就労支援に取り組んでいる。
また、区内を中心とする採用に積極的な企業とのマッチングの場を提供する就職面接会や経営者向けセミナー等を実施するほか、キャリアカウンセラー出張相談、社会保険・労働相談等を行っている。

オ 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業（セラ・サービス事業）

区内中小企業に勤務する勤労者等の総合的な福利厚生事業として、個々の企業では独自に実施することが難しい、余暇活動助成、健康維持増進、自己啓発促進、給付に関する様々なサービスを提供している。

カ 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業

世田谷まちなか観光を推進するため、「世田谷まちなか観光交流協会」の運営を通して参加団体の連携を促進するとともに、「三軒茶屋観光案内所」の運営等を行っている。
また、世田谷おもてなし・交流・参加実行委員会の事務局として東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたプロジェクト事業を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況（平成30年度決算状況）

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	514,814,873	433,311,881
(B) 経常費用計	526,969,268	441,148,020
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△12,154,395	△7,836,139

(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	0	0
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	△12,154,395	△7,836,139
(H) 一般正味財産期首残高	132,256,132	140,092,271
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	120,101,737	132,256,132
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	620,101,737	632,256,132

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区産業振興公社補助金	506,731,950	364,474,044
中小企業の振興に係る支援に関する事業 創業活動支援事業、融資あっせん・経営相談の実施等	33,017,838	27,864,308

中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業 ものづくり事業所の紹介、せたがや産業情報紙の発行等	11,410,429	11,410,429
中小企業の振興のための交流の推進に関する事業 産業交流イベント事業、世田谷産業プラザ会議室の運営等	10,372,770	8,051,960
雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業 三軒茶屋就労支援センターの運営、就労支援セミナーや相談会の実施等	56,975,657	56,640,276
中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業 「セラ・サービス」の運営	131,177,912	13,498,417
区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業 世田谷まちなか観光の推進、世田谷ブランドの育成等	69,713,900	57,770,410
事業費人件費	127,246,256	127,246,256
事業費事業事務経費	63,085,276	60,869,587
管理費人件費	3,731,912	1,122,401
世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金	8,833,129	8,833,129
合計	515,565,079	373,307,173

3 監査の結果

監査の結果、公益財団法人世田谷区産業振興公社における事業運営、補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、コロナ禍における中小企業者への支援に全力で取り組むためにも、公益財団法人世田谷区産業振興公社の経営の安定は欠かせない。経費の抑制はもちろんのこと、専門的なノウハウの蓄積などの職員の能力向上に努めるとともに、事業の新たな開拓などの収益改善にも力を尽くされたい。

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月15日

実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年12月2日、11日

実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月13日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した一般財団法人世田谷トラストまちづくりの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区松原六丁目3番5号

② 設立年月日

平成18年4月1日

(財団法人世田谷区都市整備公社と財団法人せたがやトラスト協会を統合して設立。平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区において、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与する。

④ 組織(令和2年9月30日現在)

理事会 9人(理事長1人、常務理事1人、理事7人)

監事 2人

評議員会 10人

事務局 56人(常勤32人、非常勤24人)

事務局長(常務理事兼務) 1人

住まいづくり課 18人

トラストみどり課 23人

地域共生まちづくり課 14人

⑤ 主な事業内容

ア 環境保全を図るトラスト運動事業

市民緑地、小さな森による民有地のみどり保全、3軒からはじまるガーデニング支援、園芸講習会等による民有地の緑化推進、希少生物自生地の保全等の自然環境の保全と再生、歴史的・文化的環境の保全と活用等の活動を行っている。

また、イベントの実施等によるトラスト運動の普及啓発や、賛助会員等のトラスト支援者の拡大、トラストボランティアの育成等を進めている。

イ 地域力を育むまちづくり推進事業

地域共生のいえづくり支援による地域の交流やまちづくり活動を支える場づくりの推進、世田谷まちづくりファンド助成グループなど区内まちづくり活動団体のノウハウや、人材ネットワークなどの情報発信及び交流機

会の提供、まちづくり相談などによる区民主体のまちづくり活動の促進、空き家等地域貢献活用に関する相談業務等を行っている。また、公共施設等を地域の方々とともに様々な活用し、まちの魅力を高めていくプレイスメイキング事業を行っている。

ウ 参加の輪を広げる普及啓発事業

区内小・中学校の総合学習支援における野鳥観察等への講師派遣や、自然体験教室の開催、トラストまちづくり大学の実施等による環境学習、人材育成を行っている。また、他団体等との連携、協力を行うとともに、情報誌の発行、メールマガジンの配信、ホームページの運営により情報発信を行っている。また、トラストまちづくり事業の発信拠点として、ビジターセンターを運営している。

エ 安心して住み続けられる住まいづくり事業

せたがやの家の運営を行っている。なお、ファミリー型住宅の運営は令和2年6月で終了した。また、区からの受託事業として、住まいサポートセンター事業を運営している。

オ 安全で安心できる公共施設の維持保全事業

公共工事の品質向上や安全性を高めるため講習会を開催し、区内中小事業者の育成を行っている。また、区から児童施設、教育施設、地域施設、福祉施設等公共施設の修繕やバリアフリー改修業務を受託している。

カ まちづくりに関連した駐車場等の管理運営事業

キャロットパーク、下高井戸公共駐車場及びS T M下高井戸バイクパークを管理運営している。また、三軒茶屋地区における都市整備事業に活用したS T Kハイツを、貸事務所として管理運営している。

また、国分寺崖線散策マップや住民参加の手法をまとめた図書「参加のデザイン道具箱」等啓発グッズの販売を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況（平成30年度決算状況）

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,303,110,895	1,523,153,271
(B) 経常費用計	1,317,880,515	1,550,318,341

(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	△14,769,620	△27,165,070
(D) 経常外収益計	7,241,934	1,817,824
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	7,241,934	1,817,824
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	△7,527,686	△25,347,246
(H) 一般正味財産期首残高	4,185,620,907	4,210,968,153
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	4,178,093,221	4,185,620,907
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	4,678,093,221	4,685,620,907

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
一般財団法人世田谷トラストまちづくりに対する補助金	200,768,942	159,978,471
管理部門人件費 役員報酬及び管理部門に関わる 職員の人件費	63,758,920	31,879,460

管理部門運営事務 管理部門運営に係る事務費	17,822,022	8,911,011
トラストまちづくり事業人件費 トラストまちづくり事業に関わ る職員の人件費	119,188,000	119,188,000
一般財団法人世田谷トラストまちづ くりトラストまちづくり事業助成補 助金	52,279,189	41,674,983
トラストまちづくり事業の推進に 係る事業費	52,279,189	41,674,983
世田谷区市民緑地事業補助金	14,650,884	14,001,588
市民緑地の設置及び管理に係る事 業費	14,650,884	14,001,588
世田谷区せたがやの家システム助成 金	30,999,356	30,999,356
家賃助成金 家賃の額と入居者負担額との差 額分の助成	11,966,100	11,966,100
子育て世帯家賃助成金 子育て世帯の入居者負担額減額 相当分の助成	5,440,000	5,440,000
運営費助成金 せたがやの家運営に係る附帯事 務費	13,593,256	13,593,256
世田谷区せたがやの家システム福祉 型住宅助成金	135,275,530	135,275,530
家賃等助成金 家賃の額と入居者負担額との差 額分の助成、談話室借上賃料等	124,535,150	124,535,150
運営費助成金 せたがやの家福祉型運営に係る 附帯事務費	10,740,380	10,740,380
合計	433,973,901	381,929,928

3 監査の結果

監査の結果、一般財団法人世田谷トラストまちづくりにおける事業運営、補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一般財団法人世田谷トラストまちづくりは、収益性の高い公益目的事業がなく、所掌する設備の減価償却費による影響が大きいとは言え、マイナス収支が続いている。今後は、人件費等の抑制に努めるとともに、民間団体ならではの柔軟な発想で創意工夫を凝らし、補助金やキャロットパークの収入に依存しない自立性の高い経営が行われることを期待する。

株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和2年11月12日

実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年10月13日、15日

実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年10月15日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷川場ふるさと公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

群馬県利根郡川場村大字谷地 1 3 2 0 番地

② 設立年月日

昭和 6 1 年 4 月 1 日

③ 設立目的

区民健康村諸施設の運営管理並びに世田谷区民と川場村及び村民との多様な交流事業の実施により、区民の健康増進と余暇活動の充実等に寄与する。

④ 組織（令和 2 年 9 月 3 0 日現在）

取締役会 1 0 人（代表取締役 2 人、取締役 8 人）

監査役 2 人

営業部長（取締役兼務） 1 人

管理部長（取締役兼務） 1 人

営業課 7 9 人（社員 2 7 人、嘱託社員 6 人、パートタイマー 4 6 人）

管理課 3 人（社員 2 人、パートタイマー 1 人）

⑤ 主な事業内容

ア 施設運営維持管理事業

予約受付業務、フロント業務、施設設備保守管理業務、清掃・整備業務及び外構管理業務を行っている。

イ 川場村運動公園施設運営維持管理事業

予約受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

ウ 川場村森の学校施設運営維持管理事業

資料収集・展示業務、受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

エ レストラン運営事業

川場田園プラザ内のレストラン及びピザ工房並びに民家レストラン経営業務を行っている。

オ その他事業

移動教室運営事業、移動教室給食賄提供事業、一般賄提供事業、川場村学校給食調理事業、売店経営事業、交流事業運営事業（健康村里山自然学

校等)、再生可能エネルギー供給事業等の事業を行っている。

⑥ 令和元年度決算状況(平成30年度決算状況)

ア 損益の状況

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
(A) 売上高	754,811,219	742,362,424
(B) 売上原価	177,024,194	178,267,231
(C) 販売費及び一般管理費	558,071,138	545,802,603
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	19,715,887	18,292,590
(E) 営業外収益	812,849	390,371
(F) 営業外費用	75,062	0
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	20,453,674	18,682,961
(H) 特別利益	51,909,000	0
(I) 特別損失	51,909,000	0
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	20,453,674	18,682,961
(K) 法人税住民税及び事業税	7,450,157	8,709,636
(L) 当期純利益 (J) - (K)	13,003,517	9,973,325

注：決算状況(損益の状況)は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

イ 株主資本等変動(繰越利益剰余金の状況)

単位：円

	令和元年度	平成30年度
(A) 当期首残高	170,637,320	160,663,995
(B) 剰余金の配当	0	0
(C) 当期純利益	13,003,517	9,973,325
(D) 当期変動額 (B) + (C)	13,003,517	9,973,325
(E) 当期末残高 (A) + (D)	183,640,837	170,637,320

注：決算状況(繰越利益剰余金の状況)は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、昭和61年4月の株式会社設立に当たり、3,000万円を出資している。

株式会社世田谷川場ふるさと公社の資本金総額は4,000万円となり、区の出資比率は75%である。

② 公の施設の管理

区は、世田谷区民健康村(富士山ビレジ(群馬県利根郡川場村大字谷地内)・中野ビレジ(群馬県利根郡川場村大字中野内))について、平成29年度から令和3年度まで、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、合計3億7,801万8,010円となっている。

また、これらの施設については、利用料金制を導入している。令和元年度の利用料金収入は、1億4,018万6,373円である。

世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	378,018,010	人件費	254,469,015
利用料金収入	140,186,373	施設維持管理経費	123,601,823
		その他経費	137,674,309
合計	518,204,383	合計	515,745,147
		収支差額	2,459,236

3 監査の結果

監査の結果、株式会社世田谷川場ふるさと公社における事業運営及び監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の管理に関する出納その他の事務の執行は、次に掲げる是正又は改善が必要な事項を除き、おおむね適正に行われていると認められた。

【是正又は改善が必要な事項】

令和元年度の世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の公の施設の管

理において、基本協定書上の管理物件以外である登山道の整備が行われ、その整備経費について区の指定管理料が充てられていた。安全確保のための対応とはいえ、基本協定書で定める管理物件以外の場所での業務の履行は、指定管理者の業務とは言い難い。

公の施設である世田谷区民健康村の管理運営について、区と指定管理者である株式会社世田谷川場ふるさと公社は、それぞれの役割と責任を明確化し、同公社が適正に業務を遂行できる体制を整備されたい。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月21日

実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月27日、12月4日、9日

実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月27日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区宮坂一丁目24番6号 宮坂区民センター内

② 設立年月日

昭和53年7月9日

(世田谷区高齢者事業団(任意団体)として発足。昭和55年12月1日に社団法人シルバー人材センター世田谷区高齢者事業団となり、平成2年7月1日に社団法人世田谷区シルバー人材センターに名称変更。平成23年4月1日に社団法人から公益社団法人へ移行)

③ 設立目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

④ 組織(令和2年9月30日現在)

理事会 12名 (会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事9名)

監事 2名

事務局 33名 (常勤14名、非常勤3名、臨時16名)

事務局長(常務理事兼務) 1名

本部事務局 24名

烏山支部室 8名

⑤ 主な事業内容

ア 臨時的かつ短期的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供(就業は雇用によるものを除く。)

区からの各種公共事業や指定管理者に関する業務、民間企業からの各種業務のほか、植木^{せん}剪定や家事援助サービス、除草等の業務を家庭から受注し、各会員へ就業の機会を提供している。

また、受注業務の発注量・職種の拡大などを図るため、全理事による発注者への訪問活動を行っている。

イ 高齢者に対する就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

入会時研修やマナー研修、区立自転車等駐車場の就業会員全員への接遇

研修、植木^{せん}剪定やふすま・障子張りなどの技能研修、家事援助サービス就業会員研修などを実施している。

ウ 社会奉仕活動等を通じた高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

会報「シルバーせたがや」の発行やリーフレットの配布、ホームページによる情報発信、区の広報紙への掲載などを通し、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業のPRや各種教室の受講生募集などを行っている。

⑥ 令和元年度決算状況（平成30年度決算状況）

単位：円

科目	令和元年度	平成30年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,474,611,001	1,450,146,603
(B) 経常費用計	1,460,859,888	1,441,607,851
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	13,751,113	8,538,752
(D) 経常外収益計	87,636	54,600
(E) 経常外費用計	1	0
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	87,635	54,600
(G) 当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	13,838,748	8,593,352
(H) 一般正味財産期首残高	91,576,797	82,983,445
(I) 一般正味財産期末残高 (G)＋(H)	105,415,545	91,576,797
正味財産期末残高		
(J) 正味財産期末残高	105,415,545	91,576,797

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業補助金		
管理運営 管理職員人件費	37,355,805	26,058,000
事業運営 事業職員人件費、事業費	145,118,013	65,038,350
合計	182,473,818	91,096,350

② 公の施設の管理

区は、レンタサイクルポート7箇所、自転車等駐車場54箇所について、平成28年度から令和2年度まで、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターを指定管理者として指定している。なお、令和3年度から令和7年度までについても公益社団法人世田谷区シルバー人材センターを指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、レンタサイクルポートについて、自転車維持管理業務として839万3,000円となっている。なお、自転車等駐車場については、指定管理料の支出はなかった。

また、レンタサイクルポート及び自転車等駐車場の管理については、利用料金制を導入している。令和元年度の利用料金収入の合計は6億4,847万7,290円で、そのうち、今回監査対象としたレンタサイクルポート（桜上水南レンタサイクルポート外6箇所）の利用料金収入は4,994万8,800円である。

レンタサイクルポートの令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料 (自転車維持費)	8,393,000	自転車維持経費	8,393,000
利用料金収入	49,948,800	人件費	33,325,788
		施設維持管理経費	10,353,767
		事務費	3,220,214
		区への納付金	3,049,031
合計	58,341,800	合計	58,341,800
		収支差額	0

公の施設の所在地

施設名	所在地
桜上水南レンタサイクルポート	世田谷区桜上水四丁目18番13号
三軒茶屋北レンタサイクルポート	世田谷区太子堂二丁目16番1号
三軒茶屋中央レンタサイクルポート	世田谷区三軒茶屋二丁目11番先
成城北第二レンタサイクルポート	世田谷区成城六丁目14番10号
経堂駅前レンタサイクルポート	世田谷区経堂二丁目1番38号先
桜新町レンタサイクルポート	世田谷区桜新町二丁目7番15号
等々力レンタサイクルポート	世田谷区等々力三丁目2番2号

3 監査の結果

監査の結果、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターにおける補助金及び監査対象とした公の施設であるレンタサイクルポートの管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターが指定管理者として管理運営しているレンタサイクルポートの日ぎめ利用については、1日に複数回利用することも可能な運用が行われている。世田谷区立レンタサイクルポート条例では日ぎめの利用料金の上限額を1回300円としていることから、必ずしも運用内容が条例の規定には表されていない状況となっている。担当所管部においては、実際の利用形態に合わせた規定の整備を検討されたい。

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金及び負担金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、社会福祉法人世田谷ボランティア協会事業助成に及び災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づく災害応急対策活動に係る費用負担を対象に、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月13日

実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年12月8日、16日

実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月20日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷ボランティア協会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区下馬二丁目20番14号

② 沿革

昭和56年10月に民間のボランティア活動推進機関（任意団体）として世田谷ボランティア協会が設立され、平成8年10月に社会福祉法人として設立認可された。第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、移動支援事業等を行うほか、ボランティアコーディネート事業、ボランティア学習事業及びせたがや災害ボランティアセンター事業等、ボランティア・市民活動推進事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

① 補助金

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷ボランティア協会 事業助成補助金		
法人運営事業及びボランティア活動 推進事業に係る人件費、運営管理費	98,937,150	83,146,007
合計	98,937,150	83,146,007

なお、区は、今回の監査の範囲とは別途に、障害者施設における事業に関する補助金として、介護・訓練等給付事業補助金を、合計5,782万6,745円支出している。

② 負担金

区は、令和元年度に、災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づく災害応急対策活動費用として負担金79万4,172円を支出している。

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人世田谷ボランティア協会に対する補助金及び負担金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、公認会計士による会計調査において、補助事業に係る支出が団体全体の会計に包含された形で経理され、補助事業として明確に区分・表示されていないため、会計帳簿上、どの支出が補助事業に係るものか容易に確認できない状況であった。団体においては、当該補助事業に係る支出が会計帳簿上も明確になるよ

う、専門家等の助言も得ながら工夫することが望ましい。

また、令和元年の台風第19号では、区との災害時におけるボランティア活動等に関する協定に基づき、同協会が運営するせたがや災害ボランティアセンターにおいて、発災直後から現場の状況確認を行い、ボランティアの受け入れや派遣等に対応されたことを評価する。今後は、同協会のボランティア人材の登録システムである「おたがいさまbank」も活用しながら、ボランティアマッチング事業の充実を図るとともに、区をはじめ、関係機関や区内のボランティア活動団体との連携を図ることにより、ボランティアの参加や派遣等が、より迅速に、かつ、効率的に行われることを期待する。

公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月22日

実施内容 公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年12月7日、15日

実施内容 公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂一丁目7番 昭和女子大学内

② 沿革

区内私立幼稚園を構成員とする全区的連合組織として、昭和29年4月に設立。昭和54年12月に社団法人の認可を受け、平成24年4月からは公益社団法人に移行した。区から幼児教育振興補助金交付要綱に基づき補助金が交付され、私立幼稚園の運営管理に関する改善指導及び助成、幼児教育及び幼稚園経営に関する調査・研究会・講習会の開催等の事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
幼児教育振興補助金		
区内私立幼稚園等の運営費助成	61,200,000	61,200,000
区内私立幼稚園等の事務費助成	10,140,000	10,140,000
区内私立幼稚園等の研修・研究費助成	5,800,000	5,800,000
区内私立幼稚園等の健康増進奨励事業費助成	1,160,000	1,160,000
教職員の資質向上事業	1,997,782	1,880,000
教育上の調査・研究事業	1,129,830	1,035,000
その他（永年勤続教職員表彰）事業	1,375,098	150,000
人件費	6,282,385	3,360,000
合計	89,085,095	84,725,000

3 監査の結果

監査の結果、公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、本補助金は、公益社団法人世田谷区私立幼稚園協会を通じて各私立幼稚園等に助成するものと、同協会としての事業に助成するもので構成されている。前者において、担当所管部は、同協会と各幼稚園等との間で交わされる助成金の交付申請と実績報告の内容について、適宜調査を行い必要に応じた助言をされたい。また、後者においては、教職員の資質向上事業用として年度末に大量の郵券が購入され、調査日においても相当量の在庫を抱えていた。令和2年度は、コロナ禍のため主催行事を中止したことによる影響等、特殊事情があったものと推察されるが、担当所管部においては、補助金の予算消化と捉えられないよう、補助金の有効活用について、指導、助言されたい。

特定非営利活動法人せたがや子育てネット

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月14日

実施内容 特定非営利活動法人せたがや子育てネット及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月17日、19日

実施内容 特定非営利活動法人せたがや子育てネット及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した特定非営利活動法人せたがや子育てネットの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区宮坂二丁目21番1号 Nハウス経堂

② 沿革

平成13年11月に任意団体ママパパぶりっじが設立され、平成16年11月に特定非営利活動法人せたがや子育てネットとして法人化された。おでかけひろば事業（区内4箇所）、区からの受託による利用者支援事業などを行っている。

③ おでかけひろばの所在地

名称	所在地
おでかけひろば ぶりっじ@r o k a	世田谷区南烏山二丁目30番11号 UR芦花公園団地11号棟1階
おでかけひろば まーぶる	世田谷区瀬田二丁目25番10号
おでかけひろば すぷーん	世田谷区深沢二丁目15番3号
おでかけひろば おりーぶ	世田谷区奥沢二丁目30番19号

(3) 区の財政援助等

区は、令和元年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金	31,937,999	32,139,000
おでかけひろば ぶりっじ@r o k a	10,263,624	9,656,000
おでかけひろば まーぶる	10,136,850	9,656,000
おでかけひろば すぷーん	4,825,452	5,461,000
おでかけひろば おりーぶ	6,712,073	7,366,000
世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応補助金	427,782	427,782
おでかけひろば ぶりっじ@r o k a	63,031	63,031
おでかけひろば まーぶる	128,215	128,215
おでかけひろば すぷーん	62,293	62,293
おでかけひろば おりーぶ	57,497	57,497
利用者支援事業	116,746	116,746
合計	32,365,781	32,566,782

3 監査の結果

監査の結果、特定非営利活動法人せたがや子育てネットに対する補助金に関する出納その他の事務の執行については、次に掲げる是正又は改善が必要な事項が認められた。

【是正又は改善が必要な事項】

2箇所のおでかけひろばにおいて、令和元年度の世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金が、翌年度以降の修繕等に備える経費に充てるため当該年度の補助対象経費の額を超えて交付されていた。

補助対象経費の額を超えて補助金を交付することは公金の不適切な処理であり、

また、世田谷区補助金交付規則及び世田谷区おでかけひろば事業運営費補助要綱（平成19年11月1日19世子家第587号）等に違反するおそれもあり、極めて遺憾である。

担当所管部においては、世田谷区補助金交付規則等の趣旨を再認識し、適正な事務処理に改善されたい。

なお、当該補助金は人件費・運営費に充てられることから、補助事業の実施前に補助金を支払わなければ事業の運営に支障が生じるのであれば、現行の前金払ではなく概算払の方法を検討されたい。

株式会社共立

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、玉川区民会館別館「上用賀アートホール」（世田谷区上用賀五丁目14番1-102号）の管理運営に係る事業を対象に、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月22日

実施内容 株式会社共立及び今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月13日、19日

実施内容 株式会社共立及び今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月19日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社共立の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

渋谷区代々木五丁目40番13号

② 沿革

昭和25年10月に設立され、劇場、イベント施設、スポーツ施設、スタジオ等の運營業務などを行っている。平成18年4月から玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の指定管理者の指定を受け、管理運營業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、玉川区民会館別館「上用賀アートホール」について、平成28年度から令和2年度まで、株式会社共立を指定管理者として指定している。なお、令和3年度から令和5年度までについても、株式会社共立を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、3,475万8,166円である。

玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	34,758,166	人件費	16,900,180
その他の収入	197,252	施設維持管理経費	14,770,522
		事務費	2,858,339
		事業費	307,651
合計	34,955,418	合計	34,836,692
		収支差額	118,726

3 監査の結果

監査の結果、株式会社共立における監査対象とした公の施設である玉川区民会館別館「上用賀アートホール」の管理に関する出納その他の事務の執行は、次に掲げる是正又は改善が必要な事項を除き、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、当施設は、立地条件として環状八号線に面した集合住宅の中にあるため目立ちにくく、交通の利便性も十分ではないが、音響・照明設備は充実している。施設の魅力を多くの区民に知ってもらい、低迷する利用率が改善されるよう、施設の位置付けを含め、区側の研究と指定管理者による工夫に期待する。

【是正又は改善が必要な事項】

指定管理者における会計経理は適正に行われていたにもかかわらず、指定管理者から担当所管部へ提出された令和元年度事業報告書の収支結果の金額は、指定管理者の出納関係帳簿等を基にした額ではなく、令和元年度事業計画書の収支計画と同じ額が記載されていた。また、当該報告書については、担当所管部においても、長年にわたり、特に疑義が生じることもなく、容認している状況にあった。

担当所管部においては、指定管理者制度の趣旨を再確認し、同制度を統括する政策経営部と連携しながら、収支報告のあり方の検討に取り組まれない。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、ひだまり友遊会館（世田谷区若林四丁目37番8号）の管理運営に係る事業を対象に、令和元年度及び令和2年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和3年1月18日

実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設であるひだまり友遊会館の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和2年11月10日、25日

実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設であるひだまり友遊会館の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和2年11月25日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

② 沿革

昭和61年11月に設立され、主に給食業務、図書館業務、人材派遣業務、寮・保養所管理業務、管理サービス業務、ビルメンテナンス業務、警備業務などを行っている。

平成27年度からひだまり友遊会館の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、高齢者の健康増進等を主な設置目的としているひだまり友遊会館について、平成27年度から令和元年度まで及び令和2年度から令和6年度まで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として指定している。

令和元年度の指定管理料は、4,263万9,910円である。

また、当施設は利用料金制を導入しており、令和元年度の利用料金収入は38万8,630円である。

ひだまり友遊会館の令和元年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	42,639,910	人件費	22,368,094
利用料金収入	388,630	施設維持管理経費	14,704,745
自主事業収入	3,137,113	事業費	4,040,017
その他の収入	720,950	自主事業経費	3,730,295
		その他の支出	90,000
合計	46,886,603	合計	44,933,151
		収支差額	1,953,452

3 監査の結果

監査の結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社における監査対象とした公の施設であるひだまり友遊会館の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、当施設は、主に高齢者を対象としている施設であることから、平日の日中の利用率は高い。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社には、指定管

理者として、平日の夜間や土曜日、日曜日及び休日においても、多様な利用者を増やすための手腕を発揮されるよう、期待する。